

障害者計画/障害福祉計画/障害児福祉計画について

1 計画の位置づけ

区分	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法第11条第2項	障害者総合支援法第89条第1項	児童福祉法第33条の22第1項
計画の性格	障がい者施策に関する基本的な計画	障害福祉サービス等に関する実施計画	障害児通所支援等に関する実施計画
計画の内容	保健、医療、福祉、労働、教育や生活環境などの分野における障がい者施策全般について、その基本的な方向を定める。	国基本指針に即して、地域生活移行、一般就労への移行者数などの数値目標及び指定障害福祉サービス、相談支援事業の種類ごとの必要な量の見込、確保の方策を定める。	国基本指針に即して、障がい児支援の提供体制の整備に関する数値目標及び指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込、確保の方策を定める。
計画の期間	法に規定なし	基本指針により3年と規定	基本指針により3年と規定
県計画	島根県障がい者基本計画	第4期島根県障がい福祉計画	(新規)

2 島根県における各計画策定の方針

- ・「障害者計画」は、島根県における障がい者施策の基本的な計画として策定する。
- ・「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」を一体的に策定することとし、島根県における「障害者計画」に掲げる事項のうち、障害福祉サービス等、障害児通所支援等についての実施計画と位置付ける。

3 計画の名称

- ・「障害者計画」 → 島根県障がい者基本計画 [変更なし]
- ・「障害福祉計画」「障害児福祉計画」
→ 第5期島根県障がい福祉計画・第1期島根県障がい児福祉計画
[名称を併記]

4 計画の期間

- ・中期的な障がい者施策の基本的方向等を示したうえで、実施計画である「第5期島根県障がい福祉計画・第1期島根県障がい児福祉計画」の実績を踏まえ、効果的な施策推進と次期計画の改定を行うため、「島根県障がい者基本計画」の計画期間を5年から6年に変更

	H15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
障害者計画	島根はつらつプラン										障がい者基本計画(現計画)					障がい者基本計画(新計画)					
障害福祉計画			第1期 障害福祉計画		第2期 障害福祉計画		第3期 障害福祉計画		第4期 障がい福祉計画 (現計画)		第5期 障がい福祉計画 (新計画)										
障害児福祉計画																	第1期障がい児 福祉計画 (新計画)				

島根県障がい者基本計画の改定の考え方について（案）

1. 計画策定の背景・趣旨

◇島根県では、平成 25 年度から平成 29 年度までの「島根県障がい者基本計画」を策定し総合的な障がい者施策の推進を図ってきたが、計画期間が満了

◇国においても、現在の障害者基本計画が期間満了となることから、平成 30 年 3 月を目処に次期障害者基本計画を閣議決定、国会報告予定

◇この間に、様々な法律が制定・改正

・平成 25 年 6 月「障害者差別解消法」制定

- ①障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止
- ②行政機関等の職員のための対応要領、事業者のための対応指針の策定
- ③差別解消のための支援措置の規定 ……など

・平成 25 年 6 月「障害者雇用促進法」改正

- ①雇用分野における障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の提供義務
- ②精神障がい者の法定雇用率の算定基礎への算入 ……など

・平成 25 年 6 月「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」改正

- ①精神障がい者の医療に関する指針の策定
- ②保護者制度の廃止
- ③医療保護入院における入院手続き等の見直し ……など

・平成 26 年 5 月「難病の患者に対する医療等に関する法律」制定

- ①難病の患者に対する医療費助成に関する法定化
- ②基本方針の策定、調査及び研究の推進 ……など

・平成 28 年 5 月「障害者総合支援法」「児童福祉法」改正

- ①新たなサービス（自立生活援助、就労定着支援）の創設
- ②高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用
- ③障がい児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定）
- ④医療的ケアを要する障がい児に対する支援 ……など

・平成 28 年 6 月「発達障害者支援法」改正

- ①発達障害者支援地域協議会の設置
- ②発達障害者支援センター等による支援に関する配慮 ……など

◇以上のような社会情勢の変化を踏まえ、島根県障がい者基本計画を改定

2. 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

◇障害者基本法第11条第2項に規定されている都道府県障害者計画として位置づけ、障がい者施策の総合的な推進を図ろうとするもの

(2) 他の県計画との関係

◇島根県総合発展計画に掲げる「基本目標Ⅱ安心して暮らせるしまね」を受け、障がい福祉の観点から、基本目標の実現を目指す

◇島根県障がい福祉計画・島根県障がい児福祉計画は本計画の実施計画として位置づけ、計画の進行管理を行う

3. 計画の期間

◇平成30年度から平成35年度までの6年間の計画とし、必要に応じて見直しを行う

4. 計画策定にあたっての視点等

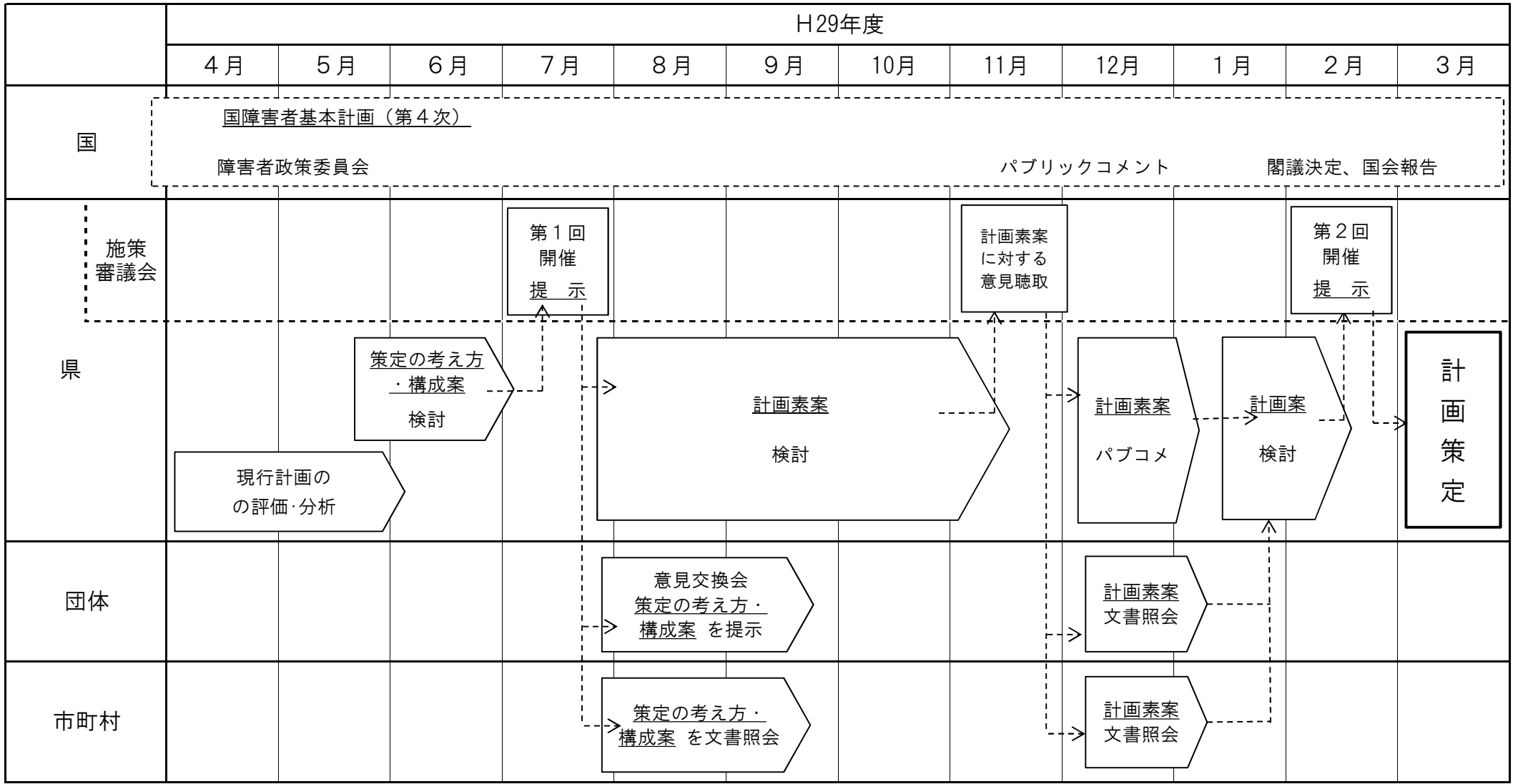
(1) 基本理念(基本目標)

◇障がいのある人が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができ、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現を目指すこと

(2) 基本施策の見直しの視点

◇新たな課題（障がい者差別の解消、障がい児支援の充実等）への対応

島根県障がい者基本計画策定スケジュール



鳥根県障がい者基本計画 取組状況等とりまとめ表

	現計画の項目	取組状況と課題	今後の対応・施策の方向性
1. 啓発・広報	(1)啓発活動の推進		
	①啓発・広報活動の推進 ②公共サービス従事者の障がいに対する理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者週間」に市町村と連携した街頭キャンペーンや施設の無料開放等を実施 ・あいサポート運動の推進により、あいサポーター数が増加 ・意見交換会や公聴会の開催、関係団体への意見照会を実施 ・新規採用職員研修において「あいサポーター研修」を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・街頭キャンペーン等「障害者週間」の取組に加え、様々な媒体を活用した県民への啓発活動を継続する ・障害者差別解消法の趣旨や、「あいサポート運動」を通じた障がい特性や必要な配慮について、引き続き普及啓発を推進する ・各種広聴制度等を活用して意見聴取を行い、施策の参考とする ・今後も職員向け研修を実施するとともに、市町村向けにあいサポート運動への参加を呼びかける
	(2)福祉教育・交流を通じた理解の促進		
	①保健・福祉教育の推進 ②交流・ふれあいの促進 ③生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な学習の時間等において、「障がい者理解」や「人権」などをテーマとした学習、研修を実施 ・全市町村で全ての子どもを対象に放課後子ども教室を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な学習の時間等において、課題を探究する学習をさらに充実 ・障がい児の支援活動を行う「特別支援サポーター」の配置を支援し、放課後子ども教室の充実を図る
2. 地域生活の充実	(1)サービス基盤の整備		
	①住まいの場の確保 ②日中活動の場の充実 ③訪問系サービスの充実 ④重度障がい者・難病患者への支援 ⑤移動支援の充実 ⑥コミュニケーション支援 ⑦情報バリアフリーの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホームや日中活動系施設の整備は進んだが、サービス提供体制の整備が十分に進んでいない圏域がある ・強度行動障がい支援者養成研修やアドバイザーによる受入れ支援を実施 ・重症心身障がい児者にショートステイ等を提供するため、看護職員等を加配している事業所への助成事業を実施しているが、サービスを受ける事業所がない圏域がある ・テレビ番組の作成や新聞広報などにより身体障害者補助犬に対する理解促進に努めているが、依然として受け入れ義務がある施設で盲導犬受入れ拒否事案が発生 ・手話通訳者や要約筆記者のニーズに対する登録者数が十分でない ・聴覚障害者情報センター及び西部視聴覚障害者情報センターの運営や点字図書館運営法人への補助を通じて情報提供サービスの充実を促進 ・障がい者向けのパソコン研修、パソコンボランティア養成講座等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の施設整備のニーズは高いことから、圏域の整備状況等を把握しながら着実にグループホーム、日中活動系事業所の整備を進める ・強度行動障がい者の特別支援修了者の地域移行が特定の施設に限られており、引き続き各施設や地域における支援体制の強化が必要である ・重症心身障がい児者が身近な地域でサービスを受けられるよう、事業所へ助成事業の周知を図り、サービス提供事業所を増やす ・引き続き様々な媒体を活用して身体障害者補助犬に関する広報啓発を反復継続的に行う ・手話通訳者や要約筆記者の養成講座の内容充実を進め、登録者数の増加を図る ・視聴覚障害者情報提供施設やサービスの周知を図るとともに、利用ニーズを把握し、点字図書、録音図書等の整備を進め、利用者の利便性の向上を図る ・引き続き障がい者のニーズにあわせて、情報機器使用に関する講習等を開催する
	(2)生活支援体制の整備		
①相談支援体制の充実 ②人材の養成・確保 ③各種制度の活用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス等利用計画の作成率はほぼ100%である ・県相談支援アドバイザー、圏域相談支援コーディネーターを中心に相談支援従事者等研修等を実施 ・発達障害者支援センターの地域支援マネジャーを中心に市町村等への支援を実施 ・介護人材等確保プロジェクトチームを設置し、福祉介護の人材確保対策を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き質の高い計画作成、相談支援が行われるよう相談支援従事者に対する研修をきめ細やかに実施する ・発達障がい者に対するの切れ目のない支援のため、各市町村における教育・保健・福祉等の連携が図られるよう引き続き支援する ・サービス提供に必要な従事者数を確保し、研修内容の充実によるサービスの質の向上を図る 	
(3)権利擁護のための施策の充実			
①権利擁護の推進 ②虐待防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者評価は福祉サービスの質の向上に有効な手段であるが、事業者の受審件数は少ない ・専門職チームの派遣や研修等の実施、施設等に対する指導等を行っているが、例年障がい者虐待案件が生じている 	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者評価制度の積極的な活用を働きかけるなど、H30年度の情報公開制度開始に向けて、事業者の客観的な自己評価の実施を働きかける ・引き続き関係機関との連携により、虐待事案に適切に対応できる体制を整備するとともに、虐待防止・権利擁護研修への施設等職員への受講徹底を図り、虐待の未然防止・早期発見に努める 	

現計画の項目	取組状況と課題	今後の対応・施策の方向性
<p>(4) スポーツ・文化芸術活動への支援</p> <p>①スポーツ・レクリエーションへの支援 ②文化芸術活動への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会体育施設の中には施設設備の不十分な施設もあるが、既設設備の適切な維持管理や施設職員の対応によりカバーできるよう努めた ・スポーツ推進委員の会合等において障がい者スポーツ理解促進のための事例発表や講義を実施 ・レクリエーションフェスティバルにおいて、ユニバーサルデザイン種目を増やすことにより障がい者の参加が増加 ・島根県障がい者アート作品展の開催、県立美術館・石見美術館の観覧料全額免除 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の大規模改修に併せて、ユニバーサルデザイン化を推進する ・引き続き地区の実態に応じた障がい者スポーツに関する研修を行い、スポーツ指導者の資質向上と理解促進を図る ・レクリエーションフェスティバルの継続開催に加えて、スポレク広場の充実などにより、障がい者のスポーツ活動の参加機会を促進する ・障がい者アート作品展開催や県立美術館・石見美術館の観覧料の全額免除を継続して実施する
<p>(5) 地域における福祉活動の充実</p> <p>①障がい者団体や本人活動の支援 ②社会福祉協議会、民生委員、児童委員等の活動の充実 ③ボランティア活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者団体に対して、自主的社会活動への参加のための啓発活動を委託し、障がい者及びその家族等の活動を支援 ・「しまね県民活動支援センター」において、NPO等の活動支援のため、情報収集・提供、研修、相談対応等を実施 ・協働の推進のため、県民との協働推進モデル事業、協働推進員等研修会を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き各種団体の活動に対して支援を継続する ・多くの県民・団体に活用してもらえるようしまね県民活動支援センターでの事業内容の検討、周知・広報を実施する ・NPOと県の課題共有を図り、さらに協働を促す取組を引き続き推進する
<p>3. 就労支援</p> <p>(1) 適性に応じた就労の促進</p> <p>①雇用率制度を柱とした施策の推進 ②就業面・生活面からの総合的支援 ③多様な雇用・就業形態の促進 ④雇用への移行を進めるための支援 ⑤職業能力の開発</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県内全圏域に障害者就業・生活支援センターを設置し、各圏域の関係機関とのネットワークを強化 ・障害者就業・生活支援センター登録者は年々増加しており、圏域のサービス事業所が関係機関と連携して障がい者のニーズにあった支援を実施 ・福祉施設からの一般就労・定着を促進するために、障がい者・事業主双方に対してニーズ調査を実施 ・障がい者の就職促進のため、民間企業等を活用して多様な委託訓練を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・法定雇用率達成に向けて、「チーム支援」による就労・定着支援を推進する ・新たなサービス「就労定着支援」の動向を踏まえて、圏域内での連携を検討する ・ニーズ調査結果を踏まえ、障がい者の自己理解の促進、仕事と生活の両立支援、障がい者側と事業主側の相互理解を深める ・委託訓練受講者の就職率は全国上位であり、一定の成果をあげていることから継続して実施する
<p>(2) 工賃向上のための支援</p> <p>①共同化・連携の推進 ②受注・販路の拡大 ③企業的経営手法の導入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の就労支援事業所等の工賃は全国平均を上回り順調に増加 ・県内2カ所に就労事業振興センターを設置し、共同窓口の取組としてバザー開催、企業等への販路拡大、売り場管理を実施 ・農福連携のコーディネーターを配置、施設外就労依頼件数やマッチング件数が増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・就労事業振興センターとの連携や、官公需の開拓などにより引き続き工賃向上に取り組む ・販路拡大に向けた安定供給力・商品力の向上のため、引き続き就労事業振興センターを中心として取り組みを継続する ・事業所・受け入れ農家に対する研修を実施することにより、相互理解を進め、農福連携の拡大を図る
<p>(1) 保健活動の推進</p> <p>①健康づくりの推進 ②精神保健の推進 ③地域の保健活動への支援 ④正しい知識の普及</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健診データ等を活用した、糖尿病、脳卒中等に関する分析や課題の検討、発病予防のための県民啓発を実施 ・自殺死亡率は減少しているが、依然、全国平均より高く推移している ・県支援拠点2カ所と7圏域の圏域相談支援拠点を核として高次脳機能障がい者に対して相談支援を実施 ・2次医療圏ごとに関係機関と検討の場を持ち、市町村が実施する保健福祉サービス等に対して支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・健診データの分析結果による県民の健康実態、課題等を広報し、発症や重症化予防を強化する ・県自死対策総合計画に基づき、自死の原因分析を踏まえた効果的な事業を実施する ・引き続き各圏域の相談支援拠点を中心に関係機関が連携を図りながら高次脳機能障がい者への支援を実施する ・県、保健所、市町村と重層的な支援体制の構築のため、引き続き市町村が実施する保健福祉サービス等に対する支援を継続する

現計画の項目	取組状況と課題	今後の対応・施策の方向性
(2)難病対策の推進 ①相談支援・生活支援の充実 ②福祉サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ・疾患毎に患者・家族会を開催し、ニーズに応じた学習会を実施 ・難病相談を実施、難病医療従事者向けの研修会を開催 ・しまね難病相談支援センターに難病医療専門員を配置し相談対応、連絡調整を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も難病相談を実施し、難病患者支援者に対し研修会を開催する ・引き続き難病医療専門員を配置し、在宅重症難病患者の入院施設確保等の様々な相談に対応していく
(3)障がい者に対する適切な医療等の提供 ①地域医療、救急医療体制の充実 ②適切な医療の提供 ③医療従事者の養成・確保 ④リハビリテーション体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・各圏域ごとに関係医療機関と連携し研修会・検討会を実施 ・拠点病院・協力病院に代わり、しまね難病相談支援センターの難病医療専門員が関係機関と連絡調整し、難病患者への適切な医療提供に向けて支援 ・若手医師の県内研修・勤務のため、個別のキャリア形成支援や研修体制充実に向けた研修病院等の取組を支援 ・高次脳機能障がいについて、県内医療機関職員を中国地方の拠点病院へ派遣し、専門的な研修を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度策定する保健医療計画においても引き続き医療連携体制の充実を図る ・難病対策地域協議会等で、難病患者が住み慣れた地域で適切な医療提供が受けられる体制の整備を検討する ・関係機関と連携して、県内で研修・勤務する医師の増加に向けて取り組む ・今後も高次脳機能障がいのある方が身近な地域でリハビリテーションができる体制を整備するため、引き続き専門医療機関と連携を図りながら派遣研修を実施する
(4)療育体制の充実 ①各種医療対策の充実 ②地域における療育体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅の重症心身障がい児者を対象とした、巡回療育や送迎を行う事業所に対して経費を助成 ・放課後等デイサービス事業所は新規参加が増加 ・こころの医療センターを拠点病院として各圏域で子どもの心の診療ネットワークの整備を図り、ネットワーク会議や子どもの心の健康相談を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅の重症心身障がい児者が専門的療育を受ける機会を確保するため、引き続き巡回療育等を行う事業所への支援を行う ・放課後等デイサービスの質を確保するため、事業所への指導、助言を実施する ・引き続き各圏域でネットワークの構築を進めるとともに、身近な地域で診療ができる「かかりつけ医」を増やすため、医師向けの研修の充実を図る
(5)一人ひとりのニーズに応じた教育の充実 ①指導充実のための教育環境の整備 ②早期からの一貫した相談支援体制の整備 ③地域における多様な連携の推進 ④指導力の向上と研究の推進 ⑤社会的及び職業的自立の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校にスーパーコーディネーターを配置し、小・中学校の特別支援教育コーディネーターに対して業務に対する相談や助言を実施 ・乳幼児期からの一貫した相談支援体制を整備するため連絡協議会の開催、専門家チームの設置と巡回相談の実施、相談支援ファイルの作成活用 ・地域の外部人材の活用、近隣自治会を対象とした販売学習、地域の企業における作業学習の実施など地域との連携による教育を推進 ・知的障がい特別支援学校に進路指導代替非常勤講師を配置し、職場開拓や計画的なアフターケアを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育支援専任教員の配置及び特別支援学校のセンター的機能の充実により小中学校に対する支援・相談体制を強化する ・各市町村において、地域の実情に応じた相談体制が構築されてきており、取組を広げていく ・各学校で地域連携を図り、特色のある教育を展開しており、今後も地域内の有効な支援を活用していく ・職場開拓、現場実習の推進、卒業生のアフターケアや関係機関との連携を推進
(1)ひとにやさしいまちづくりの総合的推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとにやさしいまちづくり条例について普及・啓発を実施 ・思いやり駐車場利用証制度を運用、駐車場の適正利用等について広報 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続きひとにやさしいまちづくり条例や思いやり駐車場について普及・啓発を実施する
(2)住宅・建築物のバリアフリー化の推進 ①県立施設の整備 ②民間施設の整備 ③住宅の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎や都市公園等の県立施設についてバリアフリー化を実施 ・整備基準を改正した整備マニュアルを県HPに掲載 ・公営住宅のバリアフリー化を推進 ・しまね長寿社会モデル住宅において建築士による無料相談会を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き障がい者が利用しやすい施設等整備を実施する ・障がい者に配慮した施設整備が進むよう引き続き県HP等での啓発を行う ・県営住宅1階の空家を身体障がい者・高齢者向けの住宅として大規模修繕を実施する ・相談者数の増加のための周知を行いながら、引き続き無料相談会の取組を継続する

4. 保健、医療、教育の充実

現計画の項目	取組状況と課題	今後の対応・施策の方向性
5. 生活環境	(3)公共交通機関・歩行空間等のバリアフリー化の推進 ①道路環境の整備 ②交通施設の整備 ③公共交通機関の充実 ④移動支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・安全安心な歩行区間創出のため、歩道等の環境整備を実施 ・音響式信号機等の交通安全施設や高輝度(超高輝度)標識、高輝度表示を、新設更新に合わせて整備 ・車両(低床バス)の購入に対する補助を実施
	(4)防災・防犯対策の推進 ①防災対策の推進 ②防犯対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・全市町村で避難行動要支援者名簿は作成完了したが、個別支援計画策定の取組は十分でない ・福祉避難所が未指定の市町村がある ・過去の災害事例や他市町村の取組状況等の情報交換など、市町村職員を対象とした研修会を開催 ・相模原市の障害者支援施設における事件を受け、関係機関との連携を強化するとともに、社会福祉施設等からの依頼により、不審者侵入対応訓練等を実施

島根県障がい者基本計画 構成比較

現行計画	改訂案	摘要
<p>第1編 計画の策定にあたって</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 計画策定の趣旨 2. 計画の基本理念 3. 計画の性格 4. 計画の期間 5. 計画における障がい者の定義 <p>第2編 計画の基本的方向</p> <p>第1章 障がい者の動向と障がい者を取り巻く環境の変化</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 障がい者の動向 2. 障がい者を取り巻く環境の変化 <p>第2章 計画の基本的な考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基本的視点 <ol style="list-style-type: none"> (1)障がい者の自立した地域生活の実現 (2)主体性・選択性の尊重 (3)地域での支え合い 2. 推進体制 <ol style="list-style-type: none"> (1)全庁的な取組 (2)関係機関との連携 (3)フォローアップ <p>第3編 施策の方向</p>	<p>第1編 計画の策定にあたって</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 計画策定の趣旨 2. 計画の基本理念 3. 計画の性格 4. 計画の期間 5. 計画における障がい者の定義 <p>第2編 計画の基本的方向</p> <p>第1章 障がい者の動向と障がい者を取り巻く環境の変化</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 障がい者の動向 2. 障がい者を取り巻く環境の変化 <p>第2章 計画の基本的な考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基本的視点 <ol style="list-style-type: none"> (1)自立した地域生活の実現 (2)意見の尊重と社会参加の推進 (3)地域での支え合い 2. 推進体制 <ol style="list-style-type: none"> (1)全庁的な取組 (2)関係機関との連携 (3)フォローアップ <p>第3編 施策の方向</p>	<p>計画策定の考え方（案）に基づき内容修正</p> <p>直近のデータにより内容修正</p> <p>計画策定の考え方（案）に基づき内容修正</p> <p>計画策定の考え方（案）に基づき内容修正</p>
<p style="font-size: 24px; margin: 0;">別 紙 参 照</p>		

現行計画

改定案

大項目	中項目	小項目	
1. 啓発・広報	(1) 啓発活動の推進	①啓発・広報活動の推進	
		②公共サービス従事者の障がいに対する理解の促進	
	(2) 福祉教育・交流を通じた理解の促進	①保健・福祉教育の推進 ②交流・ふれあいの促進 ③生涯学習の推進	
2. 地域生活の充実	(1) サービス基盤の整備	①住まいの場の確保	
		②日中活動の場の充実	
		③訪問系サービスの充実	
		④重度障がい者・難病患者への支援	
		⑤移動支援の充実	
		⑥コミュニケーション支援	
		⑦情報バリアフリーの促進	
	(2) 生活支援体制の整備	①相談支援体制の充実 ②人材の養成・確保 ③各種制度の活用促進	
	(3) 権利擁護のための施策の充実	①権利擁護の推進 ②虐待防止対策の推進	
	(4) スポーツ・文化芸術活動への支援	①スポーツ・レクリエーションへの支援 ②文化芸術活動への支援	
	(5) 地域における福祉活動の充実	①障がい者団体や本人活動の支援	
		②社会福祉協議会、民生委員、児童委員等の活動の充実	
		③ボランティア活動の推進	
	3. 就労支援	(1) 適性に応じた就労の促進	①雇用率制度を柱とした施策の推進
			②就業面・生活面からの総合的支援
③多様な雇用・就業形態の促進			
④雇用への移行を進めるための支援			
⑤職業能力の開発			
(2) 工賃向上のための支援		①共同化・連携の推進 ②受注・販路の拡大 ③企業の経営手法の導入	
4. 保健、医療、教育の充実	(1) 保健活動の推進	①健康づくりの推進	
		②精神保健の推進	
		③地域保健活動への支援	
		④正しい知識の普及	
	(2) 難病対策の推進	①相談支援・生活支援の充実	
		②福祉サービスの提供	
	(3) 障がい者に対する適切な医療等の提供	①地域医療、救急医療体制の充実	
		②適切な医療の提供	
		③医療従事者の養成・確保	
		④リハビリテーション体制の充実	
(4) 療育体制の充実	①各種医療対策の充実		
	②地域における療育体制の充実		
(5) 一人ひとりのニーズに応じた教育の充実	①指導充実のための教育環境の整備		
	②早期からの一貫した相談支援体制の整備		
	③地域における多様な連携の推進		
	④指導力の向上と研究の推進		
5. 生活環境	(1) ひとにやさしいまちづくりの総合的推進	ひとにやさしいまちづくりの推進体制の整備	
	(2) 住宅・建築物のバリアフリー化の推進	①県立施設の整備	
		②民間施設の整備	
		③住宅の整備	
	(3) 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化の推進	①道路環境の整備	
		②交通施設の整備	
		③公共交通機関の充実	
		④移動支援の充実	
	(4) 防災・防犯対策の推進	①防災対策の充実	
		②防犯対策の充実	

◆大項目を修正
◆中項目の新設及び移行

◆中項目の移行し、小項目を見直し

◆項目の変更なし

◆中項目を移行

◆項目の変更なし

大項目	中項目	小項目	
1. 差別の解消及び権利擁護の推進	(1) 障がい者差別の解消の推進	①障がい者差別の解消の推進	
		②合理的配慮の提供	
	(2) 障がいに対する理解の促進	①啓発・広報活動の推進 ②保健・福祉教育の推進 ③交流・ふれあいの促進 ④生涯学習の推進	
(3) 権利擁護のための施策の充実	①権利擁護の推進 ②虐待防止対策の推進		
2. 地域生活の充実	(1) サービス基盤の整備	①住まいの場の確保	
		②日中活動の場の充実	
		③訪問系サービスの充実	
		④重度障がい者・難病患者への支援	
		⑤移動支援の充実	
		⑥コミュニケーション支援	
		⑦情報アクセシビリティの向上	
	(2) 生活支援体制の整備	①相談支援体制の充実 ②人材の養成・確保 ③各種制度の活用促進	
	(3) 障がい児支援の充実	①地域における支援体制の整備 ②医療的ケア児等に対する支援 ③各種医療対策の充実	
	(4) スポーツ・文化芸術活動への支援	①スポーツ・レクリエーションへの支援 ②文化芸術活動への支援	
	(5) 地域における福祉活動の充実	①障がい者団体や本人活動の支援	
		②社会福祉協議会、民生委員、児童委員等の活動の充実	
		③ボランティア活動の推進	
	3. 就労支援	(1) 適性に応じた就労の促進	①雇用率制度を柱とした施策の推進
			②定着を見据えた就業面・生活面からの総合的支援
③多様な雇用・就業形態の促進			
④雇用への移行を進めるための支援			
⑤職業能力の開発			
(2) 工賃向上のための支援		①共同化・連携の推進 ②受注・販路の拡大 ③企業の経営手法の導入	
4. 保健、医療、教育の充実	(1) 保健活動の推進	①健康づくりの推進	
		②精神保健の推進	
		③地域保健活動への支援	
		④正しい知識の普及	
	(2) 難病対策の推進	①相談支援・生活支援の充実	
		②福祉サービスの提供	
	(3) 障がい者に対する適切な医療等の提供	①地域医療、救急医療体制の充実	
		②適切な医療の提供	
		③医療従事者の養成・確保	
		④リハビリテーション体制の充実	
(4) 一人ひとりのニーズに応じた教育の充実	①指導充実のための教育環境の整備		
	②早期からの一貫した相談支援体制の整備		
(5) 地域における多様な連携の推進	③地域における多様な連携の推進		
	④指導力の向上と研究の推進		
	⑤社会的及び職業的自立の促進		
	(6) 指導力の向上と研究の推進	③地域における多様な連携の推進	
5. 生活環境	(1) ひとにやさしいまちづくりの総合的推進	ひとにやさしいまちづくりの推進体制の整備	
	(2) 住宅・建築物のバリアフリー化の推進	①県立施設の整備	
		②民間施設の整備	
		③住宅の整備	
	(3) 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化の推進	①道路環境の整備	
		②交通施設の整備	
		③公共交通機関の充実	
		④移動支援の充実	
	(4) 防災・防犯対策の推進	①防災対策の充実	
		②防犯対策の充実	